

独立行政法人評価分科会（平成19年11月28日開催）議事録

1 日時 平成19年11月28日（水）14時00分から16時00分

2 場所 総務省第1特別会議室

3 出席者

（独立行政法人評価分科会所属委員）

富田俊基独立行政法人評価分科会長、檜谷隆夫独立行政法人評価分科会長代理、森泉陽子独立行政法人評価分科会委員、縣公一郎、阿曾沼元博、稲継裕昭、梶川融、河村小百合、黒田壽二、黒田玲子、鈴木豊、高木佳子、高橋滋、田渕雪子、山本清、の各臨時委員

（政策評価分科会所属委員）

高橋伸子臨時委員

（総務省）

関有一行政評価局長、伊藤孝雄官房審議官、若生俊彦行政評価局総務課長、白岩俊評価監視官、清水正博評価監視官、岩田博調査官、細川則明調査官

4 議題

- 主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）について

5 配付資料

資料1 「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂について」（平成19年11月）（報道資料、本文）

資料2 独立行政法人評価年報（平成18年度版）の発行（報道資料）

○ 富田分科会長

それでは、時間になりましたので、ただいまから、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会を開会いたします。

当分科会では、例年にも増して、9月に6日間、各省ヒアリングを行い、その後も各ワーキング・グループにおいて、精力的なご審議をいただきました。担当主査をはじめ、お忙しい中、ご対応くださいました委員の皆様にご改めて御礼申し上げます。

それでは、まず初めに、臨時委員の異動がございましたので、お知らせいたします。独立行政法人評価分科会に所属されておりました小幡純子臨時委員が10月5日付でご退任になり、同日付で弁護士の高木佳子臨時委員、一橋大学大学院法学研究科教授の高橋滋臨時委員が新たに任命され、大橋委員長から、独立行政法人評価分科会に所属するよう、指名されております。

ここで、高木委員、高橋委員より、一言ごあいさつをお願いいたします。

まず、高木委員からお願いいたします。

○ 高木臨時委員

高木でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

今、ご紹介いただきましたとおり、弁護士をしております、あんまり政策とは関係のない個別意見の処理に携わっておりますので、お役に立てるかどうかわかりませんが、精いっぱい努めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○ 富田分科会長

よろしくお申し上げます。

次に、高橋委員からお願いいたします。

○ 高橋（滋）臨時委員

高橋でございます。

専門は、小幡元委員と同じ行政法でございます。最近では独立行政法人につきましては、行政法にとっても非常に大きなテーマになっております。そういう意味で、この分科会を通じて、いろいろ勉強させていただければと思っております。よろしくお申し上げます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

本日は、これまでの各ワーキング・グループにおける検討状況を踏まえた「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）について」ご審議をお願いいたします。

まず、その審議の前提となります関連会議の議論の状況等について、事務局からご報告をお願いいたします。

○ 白岩評価監視官

それでは、ご説明いたします。

ご案内のとおり、今回の独立行政法人改革については、政府内の関連会議が連携して、事に当たるということでございました。そこで、私ども事務局のほうで、各会議の事務局のご協力を得まして、それぞれ個別の独立行政法人が取り上げられた日付等を一覧にしたものが、この最初にある審議実績一覧でございます。この審議実績一覧と申しておりますが、審議はいろいろな場面で、いろいろな次元で議論されますので、実際、これにとどまらないわけですが、この日付は、具体的にその会議でヒアリングを行った日付とご認識ください。その上で、ですから、空欄があるところは、特にヒアリングはしていないんです。ただ、審議が行われなかったということではございません。

もう1つポイントは、大体これは11月の中旬まで実績を把握しておりますが、実は、非常に多岐にわたっているものですから、例えば有識者会議と、この左から2番目の欄にあるようなところがございますが、ここは何人か、こちらの委員の方もメンバーになっていただいております関係上、特に申し上げますが、フォローアップ・ミーティングと称して、作業部会的な会合を開いて、さらに審議しているものがあります。相手方、事務局との関係で、そこまで全部網羅することは、ちょっと今回はできませんでしたので、そういう日付は入っておりません。ですから、把握できているものは、これで全部ではないもので恐縮でございますが、審議の参考に供しようとして、つくったものであります。

次、指摘事項というものがございまして、この日付を見ていただきますと、昨日付になっておりますが、行政減量・効率化有識者会議が、指摘事項をまとめたものでございます。これは総理報告が行われたものが、ここにあります。

ポイントとしては、2ページめくっていただきまして、Ⅱのところ、こういう4つの方向性が出されておりますということ、これに沿って、今後、政府の内閣の行革本部、内閣府に置かれておる行革推進本部事務局を中心に、議論が行われます。例年でいきますと、大臣折衝とか、そういったこともあるということございまして、そういう状況も我々は見えていく必要があるというところが、まず1つめのポイントでございます。

次でございますが、3ページございまして、Ⅲでございますが、ここに最近の話題にもなりました随意契約の見直しの議論がございます。

ぽつの4つ目をご覧くださいますと、随意契約見直し計画の実施状況を含む、入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、各府省評価委員会による事後評価、政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価において、それぞれ厳正にチェックするという項目がございます。

これは随意契約の見直しにつきましては、政府の各内局、各部局の随意契約の見直しと合わせたパッケージが発表された中に、独立行政法人に係るものがございます、その部分がここに拾われているということでございます。特に、政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価というのは、今まで随意契約についても、各ワーキング・グループ等で見いただいているものと変わるものではございませんが、特に今後の年度評価・実績評価の中で、各府省がこれについて評価をするということがございます。このため、大きなテーマになってくるということでございますので、テークノートいただければと思います。

この前提になっております監事及び会計監査人による監査もしっかりやりなさいというところですが、これにつきましては、随意契約の見直しという、先ごろ打ち出されたパッケージの中で、監査人に対して、しっかり随意契約の状況についてチェックするよという指示が、指示というか要請が、各府省から監事に対して行われております。ですから、それを踏まえた取組がなされるということで、評価につながっていくものと考えております。

随意契約については、年度評価的な部分がございますものですから、先取りで恐縮ですが、今後の政独委の分科会におきまして、年度評価についての議論もすることになろうと思っておりますので、その中でもう少し詳しくご説明することがあろうかと思っております。

保有資産の見直しにつきましては、これが先ほどもう1つの冊子で、資産債務改革の

実行等に関する専門調査会というところの改革について、11月13日付の資料があるかと思いますが、これを踏まえて、ここにこのような有識者会議の提言という形をとっております。

冊子の中で別表というのがございまして、1ページから5ページまでにわたっているんですが、別表の5ページの中に、各種の資産がリストアップされてございまして、最後を見ますと、全部で総額、5ページの注の4をご覧くださいますと、34法人の13兆8,600億円と、これが当初8月の段階で何らの方針が打ち出されているという、こういう読み方をするんだそうですが、注の2のところ、検討対象となった実物資産が101法人、約58兆円と、こういう数字も出ております。

ただ、これはあくまで検討対象になったというだけで、方針がどうということではありません。この方針については、担当調査会のほうでは、その後、政独委、もしくは、他の規制改革会議、あるいは有識者会議において、新たに盛り込めるものがあれば、その中でまた個別に対応策を考えていくというか、決定していきたいということでございまして、現時点においてはこういうリストアップがなされて、こんな基本的考え方が示されたものをご理解いただければよろしいかと思っております。

関連会議の審議状況については以上でございまして、その他に一覧表のほうを見ていただきますと、規制改革会議、市場化テストの会議、その他でいろいろな議論が行われております。それも踏まえて、年末の計画に向けた作業が進められるということでございます。

以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問がございましたら、どなたからでもお願いいたします。

どなたからでもご質問がないようでございますけれども、いかがでございましょうか。

それでは、議事を先に進めさせていただきます、「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）について」の審議を行います。

まず、第1、第2ワーキング・グループにおける検討状況につきまして、事務局よりご報告いただいた上で、質疑応答を行いたいと思っております。その後、第3から第5及び国

立病院機構評価ワーキング・グループにおける検討状況について、同様に報告、質疑応答を行うことにしたいと思います。

では、第1、第2ワーキング・グループにおける「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）」の検討状況について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○ 白岩評価監視官

報告いたします。

まず、第1ワーキング・グループ、主務府省は、総務省、農水省関係の5法人が、今回、中期目標期間終了時の事務事業の見直しが行われるものでございます。

また、今回、ペンディングというのが結構多いんですが、特に場合によっては全くペンディングというのがあるんですが、ワーキング・グループにおいては、論点はかなりにおいて明確になっておるところでございますが、他方において、先ほど申しましたとおり、他の会議も同時進行で検討しておるところもございまして、両者の調整等がまだ済んでいないものについては、今現在ではペンディングにさせていただいております。特に大きなテーマを扱っているものについては、そういう形になっておることを、ご理解、あらかじめいただきたいと思っております。

まず、第1ワーキング・グループでございますが、今年度見直すべきものについてのワーキング・グループの開催回数は8回、また、4日間、4回の日程をワーキング・グループの先生に現地視察していただいた上で、議論してございます。

まず、個別のネタでございますが、大きな話といたしまして、統計センターにつきましては、各統計について、どういう業務量の把握をし、コストを把握し、それをどうふう効率化につなげていくという考え方でやっているのかというのが、大きな論点でございました。

このデータをしっかり把握するというをやっていたかかないといけないんですが、残念ながら、ワーキング・グループでの検討を長くしないと、そういう個別の統計調査ごとのデータがなかなか出てこなかったというのが、現状でございます。

今回それについて十分かどうかについては、先生方のご判断でございますが、データも出た上で、結局、業務の繁閑あるいは効率化を図る上で、大規模周期調査の符号格付業務について、官民競争入札等の導入をいたしまして、その部分、マンパワー的にアウトソーシングをするということを使いながら、スリム化・低コスト化をするという方向

を打ち出すということかどうかということでございます。

また、統計センターについては、別の話といたしまして、幾つか細かい点がござい
ますが、主な点だけに絞らせていただきますと、もう1つは、第4のところ、非公務員
化というテーマがございまして、これにつきましては、総務省のほうから前向きに検討と
いうのが当初から出ておりまして、問題は実施時期でございます。これは実は新統計法
の施行が平成21年ということございまして、それに向けた体制の整備、あるいは分
担の問題を、統計局も統計センターも絡んでいる話になるものですから、立場は違う形
でございますけれども、そういうことについて様子を見る必要があるのではないかと
いうこともございまして、現時点で実施時期について、どういう考え方でいくのか、担当
者の話を聞きながら詰めております関係上、ペンディングとさせていただきます。

平和祈念事業特別基金に移らせていただきます。平和祈念事業特別基金につきましては、
既に法律で廃止が決まっております。しかし、廃止の時期が平成22年9月という
ことでございますので、そこまでの事業をどうするか、また、その事業は最終的には国
において措置とかいうことになりますものですから、円滑な移行ということが論点で
ございます。

残念ながら、平成22年に向けてなかなか具体的に計画が決められる状況でもない部
分もございまして、結論的に申しますと、目標管理を行うということ、勧
告の方向性として出すということではなかろうかということでございます。

すなわち、実は、今現在、スケジュールが確定的に決められないところがござい
ますが、イメージとしては、有識者をまじえた形での検討を何らかの形でして、関係者の理
解を得つつ、計画的に慰藉事業の移行等を進めていただきたいということござい
ます。

次、農水省でございます。農畜産業振興機構のところはペンディングが2つあって、
恐縮でございますが、既にワーキング・グループではご紹介の話でございますけれども、
ここは最初のペンディングでございますが、牛肉関税を財源とする資金が、機構ある
いは機構から補助を受ける団体にたまる構造になっていると、これをどうするかとい
うことでございます。

他方において、BSE対策等の非常時の支出のための資金、これは必要であるとい
うことも認識されているわけございまして、どういう形でということで、資金が無際限
に増えるようなことがないようにしていくこと、その規律をどういうふうに確保する
かということについて議論が集中しておったと思っておりますが、この点につきまして、なお、

まだ予算当局等もございまして、調整中でございますので、ペンディングということでございます。何らかの形で規律を持ち込むということを勧告できればと、勧告の方向性の中に持ち込めればと考えております。

次に、蚕糸関係業務でございますが、これにつきましては、構造的に輸入する生糸のみにかかる関税をもって、蚕糸、養蚕農家の支援策に充てるというスキームが、現時点で破綻しているのではないかと、こういうご指摘がワーキング・グループでもあったわけでございますが、原課の担当省庁においても、同様の認識と言ってよろしいかと思っておりますが、大きな問題意識を持っておりまして、現時点でそのグランドデザインを考えておるところでございますので、その辺を踏まえた形で勧告の方向性にできればと考えております。

学校給食用牛乳供給事業につきましては、この分科会の場でも話題になっておりますが、事業の効果が今1つ見えないという業務に、かなりお金が出ているんじゃないかという批判だと思いますが、これを事業メニューの改廃など不断の見直しをするようにという勧告の方向性を出すということにはどうかということで、今進めております。

情報収集提供業務につきましては、今現在どうも効率がどうなのかというようなことは指摘しておりますが、担当省との間で、若干どこまで効果を上げるのかとか、上げなきゃいけないのかとか、紙媒体というのはどうしてもだめなのかとか、そういうような議論がまだ続いておりますものですから、ペンディングという形でございます。

地方事務所、出張所の廃止等につきましては、現時点で各地にありますものを3カ所に絞るといったようなことを含めまして、勧告の方向性を出すということではなかろうかと思っております。

農業者年金基金につきましては、委託業務の委託費がかなり効率的でなく使われているんじゃないかという論点であったと思いますが、この委託費全体の削減を図りながら、この委託の仕方とか、あるいは、アウトソーシングとか、そういったことの成案を得させるべく、勧告の方向性という形で出せればと思っております。

地方連絡事務所につきましては、もう事務をほとんど委託しておりますものですから、年金関係の書類審査の業務についての地方連絡事務所というのは、なくてよいということで勧告を出してはどうかと。

緑資源機構につきましては、ご案内のとおりと思いますが、廃止方針が農水省から出ております。それにつきまして、廃止方針は出ているんですが、では、やっていた事業

についてどうするかと。非常に単純な言い方をすると、法人が廃止された以上、その事業も含めて1回廃止させて、その後、必要なものをどう引き継ぐかという論点であったと思いますが、今現在、政府部内での検討が進んでおりまして、何らかの形で、この際、見直す、整理するという、そういうような勧告の方向性を出せるのではないかと思っておりますが、まだ、なお、若干、職員、緑資源機構の職員の今後の扱い等をめぐった細かな調整も行われておりまして、その関係で、全体ペンディングという形であります。

続きまして、第2ワーキング・グループでございます。

第2ワーキング・グループにつきましては、法人が8つございました関係もありまして、13回開催いただいております、現地の視察も5回日程をとらせていただきました。大変ありがとうございました。

財務省のところは、全部ペンディングとなっていて、恐縮でございますが、まず、造幣局、印刷局につきましては、非公務員化という論点が1つ。また、各工場における生産体制の合理化ということ、どういうふうにするのかと、そもそも管理会計と申しましようか、生産コストとか、マンパワーをどういうふうに分けているのかとか、そういったものについてのデータが全然出てこないではないかと、それではきちっとした法人評価ということ自体ができないんじゃないかと、こういうような厳しいご議論をいただいたところでございます。

これを踏まえて、財務省においても真摯な検討をしている最中でございますので、今しばらく時間をいただければと存じます。たしか工場の体制とか、そういったものについても踏み込んだ議論があったかと思いますが、そういった点も含めて、今現在やっております。

ちょっと言いわけがましいことを申し上げさせていただきますと、先ほど資産債務のほうの報告をさせていただきましたが、資産債務のほうにつきまして、造幣印刷については、対象となっている資産、具体的なアイデアが出されているところが若干ございます。こちらの検討も同時に行われている関係上、実際、検討量が多くて、今日の段階で具体的にご報告できる状況にならなかったということでございます。

通関情報処理センターにつきましては、これはむしろ新聞のほうで報道があったかと思いますが、民営化という方針が出され、大臣から総理にご報告があったやに報道されております。

しかし、単に民営化するのでよいのかという議論がありまして、民営化するという看

板だけではなく、中身をしっかりとしなければいけないというのが、ワーキング・グループ2での主要な議論であったと思います。

これにつきまして、何しろ出たのが最近でございましたものですから、決定した方針そのものを向こうが確定したのが、最近でございますので、実は、改めてワーキング・グループを開いて、説明を聞かせていただいたところでございます。民営化した法人についても、きちっとした管理ができるようなことを考えたいというような概括的なご回答をいただいておりますものから、今、案文を詰めておるところでございます。

日本万国博覧会記念機構につきましては、エキスポランドの事故等を踏まえた、その事件を教訓に責任体制の問題が、主要な議論であったと思います。もう1つは、独立行政法人というシステムでいいのかという根本的な議論があったかと思えます。

この2点、それに加えて、実は基金事業というのをやっておりますが、基金事業についてどういうふうに扱うかというような3つの点につきまして、今、大きな話で、大阪府も関係するというようなご説明があったように記憶しておりますが、関係者との調整がまだ済んでおりませんものから、ペンディングとなっております。

漏れ聞くところによれば、基金事業の見直し等につきましては、少なくともその成案ができそうだということもありまして、当方の勧告が、しっかり言うべきことを言うべく、調整したいと思っております。

次、日本貿易保険でございますが、これにつきましては民営化という議論が、一方で、行政減量・効率化有識者会議のほうでありまして、それを踏まえた議論がおおむねなされておるものから、当方のワーキング・グループといたしましては、そういう経営形態の変更があったにせよ、先ほどの通関情報処理センターと同様、しっかりとした規律が保たれるようにする必要があるというのが1つ。

この貿易保険につきましては、民間への開放というか、もともと民間参入が可能だったんですが、なかなか進まない、市場の育成という方針が既にあったわけで、それとの関連の整理ということがございますが、これにつきましては、何らかの形をとりたいということなんですが、そもそも民営化という議論の結論がついてないものから、今現在で成案になっておりません。

あわせて、こちらで話題になった問題といたしましては、貿易保険機構という関連公益法人がございまして、そこでの随意契約の問題が話題になったかと思えます。これにつきましては、担当者のほうから、こちらの趣旨を踏まえて、ぜひ見直したいというよ

うな方向も漏れ聞いておりますので、勧告の方向性の中ではしっかりとそのことを申し上げたいということで考えてございます。

次、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）でございますが、こちらのほうでは、基本的にはさまざまな研究開発のメニューにつきまして、ちゃんとした整理ができないかというような論点があったかと思いますが、今、調整中でございます。

中小企業基盤整備機構につきましては、ここに書いてあるように、ハンズオン、都道府県等地方公共団体、あるいは地方機関との役割分担の問題がございました。これにつきまして、今現在どういう形の勧告の方向性が適切かどうか、相手省の意見も聞いているところであります。

ビジネスマッチング事業も同様であります。

以下、インキュベーション、中小企業大学校も同様でございますが、中小企業大学校につきましては、官民競争入札を積極的に取り組みたいと、導入したいということでございますので、そのところをいかに勧告の方向性として申し入れるかということではなかろうかと思っております。

先ほどNEDOのほうでちょっと言い忘れましたが、話題になっていた陽光会館という会議所の施設につきましては、前向きの整理をさせるべく、勧告の方向性に盛り込んでいただければと思っております。

最後になりましたが、環境再生保全機構でございますが、これにつきましては、ここで議論がなされたものにつきまして、できるだけ書き込んでいこうと思っております。その中で、今現在、この間の分科会の後、話題になったことということで、実は公害健康被害予防事業という、2番目の事業でございますが、これは官民が基金を積んで、ぜんそく等の被害がかつてあったところの方々の被害予防業務をやる事業とお考えいただければいいと思うんですが、昭和63年からやっている事業で、もう20年もたっていて、効果測定がしっかりできていないというご批判がここでも出されました。これについてきちっとしたことをやるように、ずっと今調整しているところでございますが、それとは別のこととして、東京の大気汚染訴訟の和解のために、この基金から一部資金が出る、その後どういう形でこの基金事業をやるかというような論点がございます。環境省のほうから改めて情報を聞き、ワーキング・グループにおいて聞いていただいて、判断をしていただいているところでありますが、今現在、いずれにしても効果測定をしっかりとっていない点について、しっかりするようにということはあるわけで、この点につ

いて勧告の方向性で強く言っていただけるようにしたいと思っております。

また、その他の組織の合理化とか、そういった点についても、まだ余地があるよう
ございますので、その点、勧告の方向性を書ければと思っております。

第1、第2ワーキング・グループについては、以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、各ワーキング・グループのご担当の主査・
委員の皆様から追加して、ご報告いただけることがございましたら、お願いいたします。

○ 山本臨時委員

じゃ、私の第1ワーキング・グループのほうから。

○ 富田分科会長

どうぞ、山本委員。

○ 山本臨時委員

大筋で事務局のご報告のとおりであります。若干残されたテーマと申しますか、統計
センターにつきましては、統計そのものをやっているわけではなくて、製表業務という、
ある統計のある局面をやっておる実務的なことをやっておるわけなんでございますが、
その将来的な業務のあり方と原価管理について、もう少し踏み込んだことが書けるか
どうかということが少し残されているということだろうと思えます。

平和祈念事業特別基金につきましては、これはもう国に移管されるものですから、な
かなか言いにくい問題もありますが、展示・閲覧を今後どうやってたくさんの方に見て
いただけるかという課題が残されているだろうと考えております。

農畜産業振興機構につきましては、事務局からお話がありましたとおり、財政状況の
もとにおいて、かなりの資金を保有されておられるということにつきまして、折り合い
がつけるようなラインが打ち出されるかどうかということは、関心を持って我々として
も見守っていきたいと考えております。

農業者年金基金につきましては、最終的に至るまで、いろいろ議論があったわけでご

ございますが、統計センターも含めて、これは独立行政法人全体にかかる問題でございますが、市場化テスト制度、官民競争入札制度との絡みをどういうふうに考えていくかということについて、かなり他の法人も含めて課題が残されているのではないかと考えています。

緑資源機構については、廃止なんですけど、その移行過程について、いろいろな課題が残されておりまして、文面的には大きく差はないと思うんですけど、移行先あるいは廃止した事業がどうなるのかということについて、これはもう少しまた関心を持って見守っていきたくて、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございます。

他にいかがでございましょうか。第2ワーキング・グループのほうはいかがでございましょうか。

それでは、本件につきまして、ここで第1・第2ワーキング・グループの検討状況につきましてには終わりました、引き続き、第3から第5ワーキング・グループ及び国立病院機構評価ワーキング・グループにおける勧告の方向性（案）の検討状況について、ご報告をお願いいたします。

○ 清水評価監視官

それでは、ご説明申し上げます。

まず、第3ワーキング・グループ、文部科学省をご担当いただいております。ここにつきましては、ワーキング・グループ6回、現地視察は3回の日程を組ませていただきまして、視察をしていただきました。

まず、理化学研究所につきましては、総合研究機関と言いながら、その特性をいかして、どういう仕事をしていくべきかというようなところが、明確ではないのではないかとご議論が中心だったかと思えます。

そこにつきまして、政府全体の中で、特性をいかした部分に重点化をしていただくと、また、きちんと目標を設定していただき、当初の目標を達成したもののについては、きちんと廃止をしていただくと、方針をきちんと

やっていたかというようなご議論でございました。おおむねその趣旨で勧告の方向性の案文が、今、作成されているというところでございます。

引き続きまして、宇宙航空研究開発機構でございます。ここは、ご承知のとおり、ロケットの開発あるいは航空分野の基礎研究ということでございますけれども、ここにつきましては、H-II Aロケットが民間移管されるというような施策の展開に伴いまして、きちんと組織なり、人員なりの見直しをしていただくということ、あるいは、航空分野につきましても、国産旅客機がもう開発され、販売されるというような状況を踏まえて、国としてきちんとやらなきゃいけない基盤的研究、先端的研究というところに、きちんと重点化をしていただくべきではないかというようなご議論であったかと思えます。

なお、ここにつきましては、東京事務所が丸ノ内でございます。一方で、本部が調布にありまして、マネジメントの体制としていかがなものですかという、集約すべきじゃないかというようなご議論がございまして、ここにつきましては、共通管理部門の大半を、本部や筑波なり、実際の仕事の現場に近いところできちんとやっていただくという、ご指摘をすべきだということにしております。

引き続きまして、日本スポーツ振興センターでございます。ここにつきましては、いわゆるスポーツくじtotoについて、1つ大きな論点でございます。二百数十億の累積債務があり、スポーツ振興基金という別のスポーツ助成をするための基金が、その担保に供されているというような実態を踏まえて、一刻も早く解消すべきだし、そもそもこういう仕事をやる必要があるのかというご指摘がメインだったかと思えます。

この点につきましては、現在、さらに文部科学省のほうなり、政府全体として、見直しの検討が進められているという状況でございまして、現在のところ、まだペンディングということにさせていただいております。

日本スポーツ振興センターですけれども、スポーツくじtotoのほかに国立競技場ですとかの管理運営業務、さらに小中学校、高等学校の生徒向けの災害共済授業なり、その他、健康安全業務、食に関する普及充実業務というような業務をやっておりますけれども、災害給付業務、災害共済ですけれども、これについては、さらなる効率化を図っていただく、あるいは、学校安全普及業務、食に関する支援業務、衛生管理に関する支援業務と、こういったものについては、もう役割を終えているのではないかとということで、廃止すべきというような指摘になってございます。

次に、日本芸術文化振興会でございます。ここは芸術文化振興基金という基金を持っ

ていまして、それに基づく文化助成をやるという仕事が1つ、もう1つは国立劇場をはじめ、劇場の運営ということでございます。

まず、芸術文化のための助成事業については、現在、文化庁が直轄でやっているもの、日本芸術文化振興会でやっているものと、組織的に二本立てで、似たような対象に助成がなされているという実態がございますので、これは一元化して、効率化を図っていただくということ。あと、国立劇場でやはり行われています伝統芸能の伝承者養成、さらには現代舞台芸術の実演家の研修と、ここにつきましては、対象分野を本当にニーズがあるところにきちんとやっていただくということで、民間の実施動向も踏まえた定量的な方針を策定していただく、あるいは、特に現代舞台芸術については、そもそも何のためにやるのか、どんな効果を期待しているのかということについて、きちんと中期目標に書いていただいて、その成果の厳密な検証をしていただくという指摘になってございます。

また、施設の有効活用ということで、現地でご視察をいただいた際にも、先方の担当の方からは、公演の機会というのが、なかなか増やせないんだと、経費もかかるというようなお説明であったところですが、全部映像で記録しているということもあって、国民にさらに見ていただく機会を増やす、あるいは自己収入を増やしていくということで、こういった映像素材の活用ということもやるべきではないかというご議論が、ワーキング・グループでもございまして、勧告の方向性においても指摘すべく位置づけられているところでございます。

ページをめくっていただきまして、次に、海洋研究開発機構でございます。ここは「しんかい」という深海探査船、その他の船なり、調査技術の管理運用をやる、あるいは、そういう手段を使って、基礎的な海洋研究をやるというミッションのところでございます。現在話題になっております深海ドリリング計画というものをやっているところでございます。

ここにつきましては、今後とも国際約束に基づいて事業を進めておりまして、相当程度の期間と経費がかかるということで、この進行管理を特にきちんとやっていただくということ、あるいは、施設整備の設備の供用のところでいきますと、学術研究船の2隻について、現在、直轄で運航業務をやっておりますけれども、これについての外部委託を推進していただくといったこと。あと、高速計算機地球シミュレータというのを持っております、数年前までは世界でも有数の速さだったということですが、今、

別途、理化学研究所に最高速のスーパーコンピューターを整備するという、国全体の方針も出てきておりますので、ここの海洋研究開発機構のコンピューターについては、国内のスーパーコンピューターのフラッグシップという役割からもう転換して、必要な性能を維持して、ここでの研究にメインに使っていただくという方向で運営をしていただくという指摘をしております。

次に、国立高等専門学校機構でございます。これは、全国の国立高等専門学校の運営をやっているところでございます。現在、全国に55校ということでございます。

なお、ここにつきましては、現在、文部科学省の中教審でも議論がされているということございまして、私どもとしては、入学志願者数、あるいはニーズというのが、昔と変わってきているのではないかと、そういう観点からの配置のあり方、あるいは専攻科につきましても、国立の技術科学大学が整備されている、あと、一般大学への編入もかなりの数おられるというようなことを踏まえて、検討を進めていくべきというような指摘をさせていただくということでございます。

次に、大学評価・学位授与機構でございますけれども、ここにつきましては、大きく大学の認証評価業務、あるいは国立大学の評価の業務、学位授与の業務ということでございますけれども、認証評価業務につきましては、経費が高いのではないかといったようなご指摘、あるいは国大評価と重複していて、大学の負担が非常に重くなっているというようなご議論がワーキング・グループでございまして、その点につきまして、民間にも認証機関がございますので、そこが育ってきて、数が増えてくれば、だんだんその分野から撤退していくべきと、あるいは民間も含めた認証評価の結果というのを、国立大学法人評価にも活用していくということで、お互いの負担を軽減して、効率的にやっていただくこと、また、学位授与業務のほうでは、業務経費のうち、手数料収入が25%で、あとの75%は、国費が入っているというような実態がございまして、研究業務とかの調査業務みたいところが非効率なのではないかと、その部分の見直しをきちんとするべきというようなご指摘でございます。

次に、メディア教育開発センターでございます。ここにつきましては、もともと放送大学の教材開発というところからスタートした法人で、現在では、大学のICT化ということをやっているところでございますけれども、あまり見るべき成果がないのではないかと、独立行政法人でやるよりも、もっと効率的なやり方があるのではないかとというようなことで、いったん廃止して、適切なところで引き継いでいくべきではないかとい

うご議論であったかと思えます。

現在、まだペンディングでございますが、大分検討が進んでまいりまして、文部科学省のほうでも、ワーキング・グループ、分科会での指摘も踏まえつつ、いったん廃止して、仕事を絞った上で適切なところに、今引き継ぐべく、その対象範囲等々の検討をしている状況でございますので、間もなく成案がまとまるかと思えますので、その趣旨で記述が書けるのではないかと考えております。

引き続きまして、第4ワーキング・グループ関係でございます。ここは国土交通省をご担当いただいております、ワーキング・グループでは12回、現地視察は6回の日程を組ませていただいて対応をしていただきました。

まず、鉄道建設・運輸施設整備支援機構でございます。ここにつきましては、鉄道建設業務の関係では、コストを削減しているという説明があるわけですが、一体どこがどう削減されて、実際にいくらはね返ったのかがよく分からないというところで、ご議論がございまして、ここについての説明をきちんとしていただくということ。

あと、受託業務につきましても、一体どういう基準で採択しているのか分からないというような指摘がございましたので、そこについての基準の明確化というようなことを指摘しております。

次に、船舶共有建造業務でございます。これは内航海運の業界が力の弱い中小の船主さんが多いということで、船を新しくつくる際に、この機構と共有という形で、船を建造していくというスキームでございます。これにつきましては、景気の動向等々を踏まえ、かなりの額の累積欠損金があったわけですが、平成17年度からこれを解消する計画を今実行中ということで、国費も入れているわけですが、機構としても、いろいろな努力して、債務超過の縮減というのが大分今進んできているということで、平成21年度末の重点改革期間というところまでに、債務超過の状態を解消していただくべく頑張っていたことが、1つ。

さらに、業務の終了後、集中改革期間の終了後については、今のやり方というのが、本当に内航海運の活性化というようなことに、役に立つスキームかどうかというところをさかのぼって、抜本的な見直しをしていただくというような指摘でございます。

さらに、高度船舶技術開発業務ということで、これにつきましては四十数億円の基金というのがあって、その運用益で利子補給をやったり、債務保証をやるというようなスキームがございましたけれども、これについては、ほとんど業務の実績がないというこ

とで、廃止をし、その財政的基盤となっている基金も廃止していただくと。一方で、実用化助成ということで、新しい技術を導入した船の最初の1隻については、イニシャルコストを助成するというような制度、ここが今動き始めておりますので、ここに重点化をしていただくというような指摘でございます。

引き続きまして、国際観光振興機構でございます。ここは、機構に言わせれば、政府観光局だということで、海外に事務所を置いて活動しているところでございます。これにつきましては、今、日本全体の観光政策として、ビジット・ジャパン・キャンペーンというものが行われており、民間から来ていただいているというか、手弁当で集まっていた事務局長というのが、今、組織されておまして、そこが中心にマネジメントをしているということでございます。そこが、それなりに今成果を上げてきている。

一方で、臨時的というか、手弁当で民間の会社から来ていただくというスキームにも、なかなか限界があるというか、長く続かないということで、事務局体制をこの国際観光振興機構に一元化をするというところでございます。その際に、せっかく今うまくいっているスキームというのが破綻しないように、事務局の機能をきちんと継承していただくということ、また、それにあわせて、海外宣伝事業に重点化、人員なり、仕事を海外にもっとシフトをしていただくということ、さらには、この機構がどういう仕事をしているかというのが、あまりオープンにならないし、その成果というのが、なかなか検証が難しいわけですが、きちんと努力をしていただいて、自分たちの活動の成果というものを、国民に対して説明をしていただくべきではないかということ、こういった指摘でございます。

次に、水資源機構でございます。ここは水門談合事件ということで、世間的にもかなり大きく取り上げられた法人でございます。分科会のヒアリングでも、ワーキング・グループでも、この点について、かなり中心にご議論されたものと理解をしております。

ここにつきまして、このOBが関与していたということではありますけれども、機構自体の責任というところまでは認定をされていないと言いつつも、そういう舞台となったということ、もともと水門の施設といったものは、どこにでもあるものでもなくて、関係する業者の数も少ないというようなことで、二度とこういう舞台にならないということで、内部統制を抜本的に強化していただく必要があるのではないかという指摘をずっとしてまいりまして、具体的に会社法に並ぶようなコンプライアンス、内部統制

体制を構築するという一方で、国土交通省のほうでも検討を進めており、そういったトーンで、今、勧告の方向性を作成しているということでございます。

さらに建設事業についても、かなり時間がかかって、なかなかできないということがあり、きちんとした評価作業が必要ではないか、また、管理業務についても、確かに渇水時とか洪水時の調整業務みたいな業務があるけれども、それ以外のところというのは、もっと民間を使う余地があるのではないかというご議論がございまして、そこについて、コストの検証をした上で、民間委託の範囲を拡大するといったような指摘でございます。

次に、空港周辺整備機構でございます。ここににつきましては、大阪空港と福岡空港の周辺と非常に民家が多い地域について、国の騒音対策を独立行政法人という特別の形態でやっているところでございます。

まず、ここににつきましては、もう30年以上やっていて、いつまでやるんですかという議論、なかなかそれで事業が進ちょくしていないということで、今のままずるずるやっていったのかという議論が中心でございました。

また、ここには、民家防音事業とあって、うるさいところにクーラーをつけるという仕事がございます。これについて、今10年たって性能が落ちると更新するということも、ここもどこまでやるのかというご議論、さらには、他の空港と比べても、単価が高いという指摘も見られたことから、こういったところについての見直しをしていただくということの指摘となっております。

なお、この事業実施主体につきましては、地方公共団体なんかでも、もう実施できるのではないかとご議論がございましたけれども、ここににつきましては、他の空港等の関係でありますとか、来年大阪空港の周辺の対策の見直しというものがあるということで、どういう扱いにするのかというところを、今、国土交通省を中心に検討中ということで、この部分をペンディングとさせていただいているところでございます。

次に、海上災害防止センターでございます。ここににつきましては、油が流出したときに、油の防除をすると、一言で言えば、そういう仕事をしておりまして、平時には民間からの委託を受けて、防除資機材を使うということ、そのために、現在、国内というか、走っている船に対して、オイルフェンスですとか、防除剤の整備が義務づけられているんですけれども、その代行をして、証明書を発行するというような仕事をしているものでございます。

この手の仕事というのは、言ってみれば、ほとんど民間の仕事ということで、民間で

もできるのではないかというご議論、一方で、ここではそういう民間の船が必ずしも義務を履行しない場合、あるいは外国船籍の船とかが、事故を起こして、保険に入っていないとかいうことで、対応ができない場合に、海上保安庁長官からの指示を受けて、防除作業に当たるというスキームがございまして、この部分は独立行政法人じゃないとできないというような主張であったわけですが、海上災害防止センターから、先は、結局、全国の契約防災措置実施者を使ってやるということで、その部分は民間でやっているということもあり、10年に1度ぐらいかと思われるようなとか、ナホトカ号の事故以外はそれ以来、そういう大きなことが起こっていないという中で、独立行政法人という形態を維持してやらなきゃいけないのかというようなご議論であったかと思えます。

この点につきまして、国土交通省のほうでもワーキング・グループでの議論ですとか、分科会での質疑も踏まえて検討を進めておりまして、国土交通省としては、海上災害防止センターから、その組織に対する指示権というのが維持される、あと、お金の関係等々、若干の措置が担保できれば、独立行政法人にはこだわらないというような方向での説明を、今、受けているところでございます。法制面も含めて、こういった体制が可能かということの検討を、現在行っている状況ということで、ペンディングと今させていただいているところでございます。

次に、都市再生機構でございます。ここはご承知のとおりですけれども、都市再生事業といって、市街地の再開発ですとか、区画整理、そういった業務と、賃貸住宅の管理運営というのが、大きな仕事の柱でございます。

ここにつきましては、現在、大きく言いまして、都市再生事業についても、民間でできるのではないかと、似たような仕事は民間がやっているのではないかというご議論、賃貸住宅にしても同様ということで、まだ種々議論が行われているという状況でございまして、勧告の方向性ということで、字にする段階に至っていないという段階でございませう。

なお、ワーキング・グループでは、主に都市再生事業につきましては、コストが明確ではない、どういう基準で都市再生機構が事業に出ているのかが、よく分からないということ、この事業は、結局のところ、仕事の中核に入っていきますと、地権者からの減歩等により生み出された土地等の売却により事業費をまかなうわけですが、最終的に都市再生機構がそこに賃貸住宅を建てて、事業費を、70年と彼らは言ってい

ましたけれども、そういう長期をかけて回収していくことになる場合もあるというところで、必要性ですとか、リスク管理についての情報も開示されていないということで、その辺の基準なり、審査体制を明確にして、もっとオープンにする必要があるんだというご指摘。

賃貸用住宅業務につきましては、都市再生事業による賃貸住宅の整備というところもあるんでしょうけれども、高い家賃のところもあるというようなこと。一方で、賃貸住宅については、77万戸現在あるわけですけども、これを削減するという政府の方針の中で、社会的弱者といいますか、住宅がより必要な方々、民間ではなかなか供給されない人たちというところに重点化していくべきではないかというご議論でございます。

この点につきましては、国土交通省とも今議論を進めておりまして、そんなに大きくずれていないところではございますけれども、なお、政府全体として、民営化すべきではないかといったような議論の中で、大きな結論がまだ見出せてないという状況でございます。

次に、第5ワーキング・グループでございます。第5ワーキング・グループは、厚生労働省、内閣府を担当していただいているところでございます。

なお、ここにつきましては、もともと国立病院について、来年中中期目標期間が来るということで、その見直しのためのワーキング・グループというのを、別途、今年春先から立ち上げておったわけですけども、前倒しということになりましたので、9月以降は、ほぼ合同ワーキング・グループということで開催をさせていただいております。その部分も含めて、大体13回ほど、また、現地視察は5回ほど行っていただいたということでございます。

まず、国民生活センターでございます。国民生活センターにつきましては、ワーキング・グループでも、分科会でも、国民だれでも知っているし、大変期待をしている組織である一方で、そう期待されている役割をきちんと果たしているんだらうかと、改善すべきところがあるのではないかという観点で、種々ご議論をいただいたというところでございます。

例えば一番最初の情報収集分析業務についてでございますけれども、ここはP I O N E Tという情報ネットワークをもって全国の消費生活センターとつないでございまして、その情報を全国で共有すると、こういうシステムなわけですけども、フィードバックといいますか、緊急情報というふうに彼らが配っているものでございますけど、

これが月に1回しか出てこないというような状況で、果たして本当に本来の目的である消費者被害の未然防止とか、拡大防止ということが図られるのか、こういったところについての抜本的な見直しが必要ではないかというような指摘でございます。ここを抜本的に拡大していただき、緊急情報につきましては、別にこのシステムに限らないで、電子メールを使ってでも、とにかく速く流すというような業務のあり方の抜本的な見直しというのが必要ではないかという指摘でございます。

また、相談業務に書いてあります裁判外紛争解決制度(ADR)、これにつきましては、本当に今の国民生活センターの業務の中で、きちんとやれるのかどうかというところについて、きちんと検証が必要ではないかというご指摘でございます。

また、商品テスト業務につきましても、国全体として、その必要な商品テストをやっていくという中で、ここがとにかく何でも全部やっていくというやり方が、果たして効率的なのかということで、企画業務・立案業務というのに、業務を重点化していただく。一方で、商品テストの実施機関、実施状況等の情報を全国的に収集、提供すると、こういった仕事をきちんとやっていただくべきということでございます。こういった話で、内閣府とも議論を進めておりまして、この方向で、内閣府のほうでもきちんと改善を図っていくと聞いているところでございます。

なお、国民生活センターにつきましても、現在、こういう個別の議論と別に大きな消費者政策全体というようなレベルでの議論が、どうも行われているということで、組織体制のところについて、ペンディングに今させており、個々につきましては、方向性が出次第、改めて検討して、必要な記述をしていくということでございます。

次に、沖縄科学技術研究基盤整備機構でございます。ここは沖縄に世界最高水準の大学院大学を開学するという政府の方針を実行していくというのが、ミッションということですけれども、きちんとそのミッションが今果たされているのかという指摘が中心でございました。

この点につきまして、今遅れているものはすぐやっていただくと。また、今後、年度ごとの具体的な目標を書いて、毎年度進ちょく状況の検証を行っていくということ。また、大学院大学の開学の前提として、研究員を先行的に今採用して、研究活動を行っているわけですがすけれども、そろそろというか、来年から採用した研究者の研究成果の評価というものが始まっていくということでございますので、そこにつきまして、ミッションに照らして、十分な成果が上がっているのかというところからの厳格な評価をやっ

いただく必要があるというところ。さらには、ここは給与水準が、ラスパイレス指数で見ると、一番高いところということでございますので、ここについてきちんと説明をしていただいて、その水準を十分に説明できなければ、見合った水準に改めていただく必要があるというような指摘をしているところでございます。

引き続きまして、勤労者退職金共済機構でございます。ここにつきましては、退職金共済事業について、未請求の退職金というのが多く出ている。また、それでかなり累積をしていると、国会などでもかなり取り上げられたものでございます。中小企業の退職金共済事業で、累計で49万件、366億円という未請求が今たまっているという状況ですので、具体的な対策を講じていただく必要があるという指摘でございます。

また、建設業退職金共済事業、ここにつきましても、中小企業と制度が若干異なるんですけれども、それでも退職金の受給資格がありながらも、まだ請求されてないと見られる方が、大体41万件というようなオーダーでおられるということですので、ここについて抜本的な対策を講じていただく必要があるという指摘をしているところでございます。

また、建設業退職金共済事業のところにつきましては、利益剰余金というのが、かなりの額、900億円のオーダーでございます。基本的には金利差でありますとか、あと、先ほど申し上げました、加入して掛金を払っている部分と、請求がある部分のミスマッチ、こういったところが原因と見られているわけでございますけれども、ここについても、きちんと退職金を支給していただくという対策を講じるということで、適切な対応が必要であるという指摘をしているところでございます。

一方で、中小企業退職金共済事業などでは、累積欠損金がたまっている。これも基本的には金利の差額だったわけですが、ここについて、1つは今計画が進んでいる中で、きちんと解消していただくということ。

また、この金利ですけれども、もともとは法律で決まっていて、なかなか機動的に動かさなかったという面があったものを、政令事項ということで、今、政令で定めることになっております。そういうことを踏まえて、必要なときにちゃんと金利の変更をするというようなことで、欠損金の発生を防止していただく必要があるというところでございます。

さらに、こういった未請求の問題があったり、欠損金があったりというようなところから、内部統制の強化を含む業務運営体制の見直しということをやっていただく必要が

あるのではないかという指摘をしているところでございます。

次に、高齢・障害者雇用支援機構でございます。高齢者関係業務では、65歳までの雇用というところについての給付金の支給でありますとか、相談援助業務の実施。

障害者関係業務で言いますと、障害者職業センターというのを各県に設け、中央にもセンターを置いて、直接、職業リハビリテーション業務、職業訓練業務をやるということ。さらに障害者給付金、納付金という制度の運用をやっているというところでございます。

高齢者関係業務につきましては、65歳までの雇用確保措置というのが、今、段階的に義務づけて、63歳まで来ているというところでございます。

そういった状況を踏まえて、だんだんとその役割が減っていくと、給付金業務については、もう経過措置だけになり、一足早く70歳まで働く企業向けということに衣がえをしているという状況でございまして、そういった中で、業務量の減少が見込まれるので、それに合わせたスリム化というのを図っていただくというところでございます。さらに、そういう意味で、高齢者雇用政策というのがだんだん変わっていくという中で、ちょうど65歳までの法律上の義務づけという期間というのが、次期中期目標の終了時ということになるので、今後の政策の実施体制のあり方につきまして、きちんと検討していただくという指摘をしているところでございます。

障害者関係業務につきましては、障害者自立支援法の制定などで、政策が大きく展開しているという状況の中で、きちんとその政策にかなったような活動をしていただく必要があるということで、障害者職業センターの仕事を、そういう面にシフトをしていただくこと。また、直接、職業訓練等々をやっているわけでもございまして、そこがきちんと適切な時期に、適切なサービスを、希望した人がちゃんと受けられるようにと、どうも受けた人の就職率とか、そういうところでしか、今まで評価がされていないので、入り口、出口についてきちんと仕事を管理していただいて、評価をしていただく必要があるのではないかという指摘をしているところでございます。

また、ここにつきましては、高齢者、障害者関係業務両方ですけれども、給付金の支給ですとか、納付金の徴収、こういった仕事を、各県にあります社団法人に委託をしていると、随意契約で委託をしているという状況でございます。

先の会計検査でも、この委託先での不正な委託費の支給というような実態も明らかになったというようなこともあって、関連公益法人に対する随意契約の抜本的な見直しと

ということについての指摘をしているところでございます。

引き続きまして、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園でございます。ここにつきましては、現行の中期目標が、退所者という、地域への移行者が何%というような目標になっているということで、なかなか実現はかなり遠い実績であったということでございます。そういったことも踏まえて、きちんと実現可能性を勘案した到達目標を設定していただくということ。また、この施設、直接処遇もしているわけですが、国に唯一の施設ということで、各地にある知的障害者支援施設に必要なノウハウを提供するというような大きな役割がありますので、その部分について、きちんと中期目標なんかでも明確にして活動をしていただいて、具体的に評価をしていく必要があるというような指摘をしているところでございます。

次に、労働者健康福祉機構でございます。便宜上、ここと国立病院機構と、議論として重なる部分がありますので、あわせてご説明をさせていただきたいと思っております。

労働者健康福祉機構につきましては、労災病院を運営しているというのが、大きな仕事の柱でございます。労災病院と国立病院ということで、どちらも政策医療というか、国として供給すべき、政策的な医療というものを提供している機関、あわせて、その病院では、その地域地域でそれぞれ必要な医療も提供していると、そういう構造だと考えられるわけですが、そういう政策医療の一分野ということで、ここは統合すべきではないのかというような議論が一番大きな議論としてございます。ここにつきましては、現在、政府の中でもまだ結論を得るに至っていないという状況でございますので、ここについてはペンディングになっているということでございます。

ワーキング・グループの中では、さらに具体的にきちんと各病院ごとにパフォーマンスを明らかにするべきではないかといった議論がございまして、厚生労働省としては、そういうところについては、きちんと今議論を進めている状況ということでございます。

あと、労働者健康福祉機構につきましては、海外勤務健康管理センターというのがございまして、海外赴任者への健康診断等々をやっているわけですが、他にもうどこでもやっているような仕事になりつつあるということで、もう必要性が低下しているのではないかとということで廃止という指摘をしておるところでございます。

また、労働者健康福祉機構では産業保健推進センターという産業医の活動の支援ということで、事業場での産業保健というか、安全の向上というような仕事をしているわけですが、各県大体同じような規模で職員が置かれて、業務をやっているわけですが、

けれども、業務量は、ご想像していただければ分かると思うんですけども、都心部と地方でかなり違うという中で、各県1カ所に同じような人数を張りつけて、仕事する必要があるのかというような指摘が、ワーキング・グループでもかなりされまして、現在、厚生労働省のほうで具体的な対策を検討しているということで、なかなか各県というのを外すのは難しいけれども、もう1カ所でできる仕事はできるだけ1カ所にして、全体としてのスリム化を図っていくというような方向で、今、検討を進められているということでございます。

あと、国立病院機構につきまして、病院の全体の議論というのは、今、申し上げたとおりですけども、せっかく国立病院という大きな百四十幾つの病院ネットワークを持っていて、そこで、診療情報のデータベースみたいなものを整備することになっているということですけども、もっとうまく機能させて、まさに医療政策へ反映していくような、そういった機能も積極的に果たすべきではないかというようなご指摘がございました。

また、ここにつきましては、現在、公務員型ということでございまして、非公務員化という論点でございます。ここにつきましては、厚生労働省のほうでも、前向きに検討するというようなことを表明されておまして、非公務員化ということで指摘をしていくということでございます。

最後になりましたが、医薬品医療機器総合機構でございます。ここは医薬品医療機器の承認審査が中心的な業務、あと、安全対策ということでございます。

ドラッグ・ラグと言っていますけれども、新医薬品の諸外国と比べて日本で使われる時期というのが、かなり遅れているということで、医薬品のほうにつきましては、既に政府全体の方針というのが決められておまして、ここではきちっとその方針に沿って、所要の体制増強をしながら、迅速化を図っていただく。そこについて、きちんと毎年度検証をしていただくという指摘でございます。

あと、医療機器につきましても同じような議論があるわけでございますけれども、この部分につきましても、ワーキング・グループでも人員の増強などをやるべきだというようなご指摘がございました。

ここについては、ドラッグ・ラグでやられたようなきちんとした現状の把握とか原因分析と、そういうことをまずやっていただいて、その上でやることをやって、必要な措置というのをまた検討していただくということで、現在のところ、厚生労働省と議論し

ているところでございます。

なお、業務の効率化ということについて、基本的には医薬品の審査手数料ということで、業務が回っているところでございますが、経費というのは、最終的には薬価という形で、国民が負担することになるということなので、そこを踏まえた効率的・効果的な業務運営というものを徹底していただくというような指摘をしているところでございます。

以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明・報告につきまして、各ワーキング・グループの主査・委員の皆様から追加してご報告いただく事項などございましたら、お願いいたします。

第3ワーキング・グループ、いかがでございましょうか。

どうぞ、黒田委員。

○ 黒田（壽）臨時委員

第3ワーキング・グループの中で、理化学研究所で分所の廃止ということをやっておりますけれども、いろいろ調べてみますと、駒込のほうは廃止して可能だと思うんですけれども、板橋の分所については、これを廃止しますと、中に入っている実験装置、これを移転する費用、これは土地建物を売却した以上にかかるという、そういうふうなことも聞きましたので、そういうこともあって、ここはペンディングということになっているかと思えます。

宇宙航空研究開発機構ですが、H-II A ロケットの民間への移管ということは結構なことでありましてけれども、ここで開発されています内容、昔からM-Vの固形ロケットとか、液体ロケット、これは大変高度な機密を要する事項が多いんです。これは情報公開というのは結構なことなんですけれども、これらについて、インターネットですべて公開してしまっているという状況なんです。

だから、この前のH-II A ロケットの事故の検証結果、これはもうどういう取りつけぐあいがあるって、どれくらいの鉄板でどうしているという細部にわたる内容が公開されてしまっている。これは日本の国にとって、大変不都合なことではないかと思えますので、

こういうところまで公開させるというのは、個人的に私はちょっと疑問だなと思います。

ですから、こういう機密保持の必要なところの公開は、やはり限度を持ってやるように。委員会の中での検証というのは、非常に重要なことですが、それをインターネットで公開する、世界中に公開してしまうという、そういうあり方というのは考えるべきではないかと私は個人的には思っておりますので、ここの議論にありませんけれども、つけ加えておきたいと思います。

もう1点、大学評価・学位授与機構のことでありますけれども、この中で認証評価業務というのがあります。認証評価というのは、国が定めた大学に対する機関別評価でありますけれども、これはもう既に民間の機関がやっているわけでありますから、その部分については、できるだけ民間と同じようなスキームでやっていただくのがいいと思うんですけれども、ただ、この認証評価業務の中に、国立大学法人評価の中の教育研究部門の評価というのが、かぶさってきているわけでありますから、国立大学にとっては、国立大学法人評価のための教育研究の評価と、文部科学省が定めている大学の認証評価、これの整合性というのは、ある程度とれるのではないかと思います。

と言いますのは、国立大学法人の評価というのは、6年に1回見直すことになっております。また、認証評価機関による評価というのは、7年以内に1回ということになっておりますから、国立大学法人は、両方合わせて6年にすれば、同じ業務を1つの書類で済ませられる。

教育研究評価というのは、どちらの角度から見ても、研究内容あるいは教育内容については、同じような評価が出てくるはずなんです。全く違う評価が出るということはありませんので、そういうふうなことによって、各大学が今大変な負担を感じて、教育研究をほったらかしで、この評価業務の作業をやっておりますので、少しはこの業務の効率化が進むのではないかと思いますので、その辺のことは提案をしておきたいと思っております。

今言えることは以上であります。もう1つ言いますと、国立高専です。国立高専の機構のことですが、機構のほうから、同一地域にある3カ所の高専は統合するというのを提案されているわけですが、これは地域との関係があって、各都道府県との話し合いがまだ済んでないということで、ペンディングでありますけれども、これは機構だけで動ける問題なのか、どうか。あるいは、こちらのほうから後押しをするような格好で、促進させるようなことができれば、機構が考えている方向に持っていけるのではないかと。

これは非常に政治的、また行政的な高度な判断が必要ですので、軽々に言えませんけれども、そういうこともちょっとこの中では議論されたことであります。

以上です。

○ 富田分科会長

ありがとうございます。

今、黒田主査より4点指摘があったんですけども、事務局より何かお答えいただけることはありますでしょうか。

○ 清水評価監視官

今後、主査ともご相談して、対応させていただきたいと思っております。

○ 富田分科会長

それでは、他に第4ワーキング・グループのほうに。樫谷委員、お願いいたします。

○ 樫谷分科会長代理

監視官のほうからほとんど説明していただいているので、つけ加えることは、そんなにはないのですが、最後の都市再生機構なんですけれども、当然、民営化という話にもなっている、できるのではないかという話になっているんですけど、それはともかく置いておきまして、都市再生業務と賃貸事業をやっているわけです。

都市再生業務につきましては、これは頼まれたらやるというスキームになっているんですけど、頼まれたら、何でもやるのかと、こういう話です。それはやるものと、やらないものと、断るものも含めて、ちゃんと基準をしっかりとしてくださいということが、まず1つでございます。

賃貸業務については、セーフティーネットの関係で、どのような仕組みをつくらばいいのか。これは民営化すれば一番いいのか、それとも、独立行政法人の中で、効率化、サービスとコストの関係で、整理がちゃんとできるのかということなんですけど、問題なのは、関連会社です。子会社、関連会社、関連法人というのは、極めて多い法人でございます。

したがって、別の会議でもお話ししたんですけども、ただ、財務諸表は連結ベース

でつくっているんですけども、これは独立行政法人通則法の問題なのかも分かりませんが、評価は連結ベースではなくて、目標とか計画、年度評価、我々企業で言うと、これはすべて個別ベース、つまり独立行政法人ベースなんです。

したがって、連結ベースでの目標、計画、評価をしていかないと、トータルのコストを下げるような努力をしていかないといけないのではないかと、私は思っております、何かこう今の通則法の中でできるのかどうか分かりませんが、できましたら、何か工夫ができればいいかなと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございます。

今の点について、事務局。

○ 清水評価監視官

ちょっとまだ検討中ですけど、ご指摘のような関連公益法人の話でありますとか、子会社の話についても指摘をするつもりというか、ご議論いただきましたので、そういう指摘をする必要があると思っております。

なお、連結の話というのは、有識者会議でもご指摘があったということでございますので、今後検討していく必要があるのではないかと考えます。

○ 富田分科会長

それでは、第5ワーキング・グループ及び国立病院機構評価ワーキング・グループ、阿曾沼委員、お願いします。

○ 阿曾沼臨時委員

それでは、ちょっとお話をさせていただきます。

国民生活センターは、政府全体の消費者の政策というもののベクトルの議論が、にわかには高まっていると聞いておりますが、我々のワーキング・グループも、そのベクトルそのものについては、軸が一緒なものであろうと認識をしております。

P I O - N E Tという言葉が出てまいりました。これは全国消費者生活情報ネットワ

ークであります、実はシステムのネットワーク以前に、組織のネットワークがきちっと設計されていないのではないか、もしくは、緊密な連携を図る上での組織間のネットワークというものが、まだ不十分であるのではないかということでもありますので、そういったことを抜本的に見直した上で、再度、生活情報ネットワーク、P I O-N E Tの抜本的なワークフローの分析を行って、業務体系そのものも再構築した上で、組織そのものを再設計を行って行ってほしいということにしております。それを踏まえた組織面の見直しというのは、先ほど言ったような消費者政策の全体の流れの中で、もう少し大きな議論になっていくのではないかなと認識いたしております。

沖縄科学技術研究基盤整備機構は、先ほども監視官からもお話がございましたけれども、大変多くの人材を獲得して、大学をつくっていくという助走の期間が長く続いているわけですが、多額の資金が投入されておりますので、こういったものの成果をきちっと分かるように、見えるようにしておくべきだろうという方向で、議論がされました。

厚生労働省関係ですが、高齢・障害者雇用支援機構というのは、これは厚生労働省全部がそうなんですが、全47都道府県にすべて支所・部署がありまして、高齢者・障害者雇用支援機構全体の業務の流れ、お金の流れ、いわゆる発注の流れというものに関して、大変複雑、ふくそう化しておりますので、この勧告の中では、廃止というものは非常に小さなものにはなっておりますが、この1つ1つを全部組み合わせてみると、組織全体の効率化、抜本的な見直しにつながっていくだろうと考えて、相当具体的に細かな勧告をいたしているところでございます。

労働者健康福祉機構、これは三十数の病院の運営をしておりますので、ここは国立病院のワーキング・グループの委員にも大変ご尽力をいただいて、相当な議論が進んだところでございます。

実は、厚生労働省という枠だけを考えても、労災という病院を抱えている独立行政法人、146の国立病院を抱えている独立行政法人、厚生労働省が設置している厚生年金病院、社会保険病院、これを入れると、実は250余の病院のネットワークになります。

この250の1つ1つの独立行政法人が自分の組織というものだけを考えて、病院の再編ということを考えても、限界があるだろうということもございますので、我々ワーキング・グループとしては、労災の独立行政法人、国立病院の独立行政法人、厚生年金病院、社会保険病院を含めて、新たな今の医療の課題を見て、新たな視点で再構築をしていく。これは連携・統合を、民営化も含めて、指摘をしていきたいと考えております

が、これはいろいろな各方面での議論もあろうかと思しますので、今はペンディングということになっておりますが、ワーキング・グループとしては、そういう方向で今議論しているところでございます。

以上です。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、これまで、第1ワーキング・グループから第5及び国立病院機構評価ワーキング・グループについてのご説明があったわけですが、これらにつきまして、ワーキング・グループの所属に関係なく、ご質問とかご意見とかございましたら、ご自由をお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ、鈴木委員。

○ 鈴木臨時委員

全体との関係もあるので、お聞きしたいんですけども、先ほど監視官のほうから、統計センターのところでご説明があった一番最初のところですけども、各調査別・工程別の業務量とかコストの現状を把握したかったんですけども、出てこなかったということでしたか。それとも、そうしたんだけど、出てきたか。それはまずどっちだったんでしょう。

○ 富田分科会長

事務局、お願いします。

○ 白岩評価監視官

最終的には出てきたということです。

○ 鈴木臨時委員

そうですか。私どももそういう作業的なものとか、工程別とかで、業務の分析とかコスト、そういうものをお頼みしているんですけど、なかなか出てこないことも多かったと思うんですが、そういうふうに出てきたところと、出てきていないところがあるのか

なという感じもしますので、我々も他のワーキング・グループでどの程度のところまで資料、そういうものを出させているのか、そういうことをもし可能でしたら、各ワーキング・グループで、ベスト・プラクティスと言うんでしょうか、評価のためのそういう資料がどういうところまで出させたとか、あるいは、どういうところまで分析したかということが、分かるような何か情報を提供していただくということが1つ。

この部分というのは、やっぱり評価をするについては、どうしても重要な点だと思うんです。ですから、個別のところでもそうですけれども、全体で勧告の方向性を書くときに、やはり業務別とかセグメント別とか事業別のそういう業務分析ができるようなものを出すべきだということを、今までずっとやっていると思いますけど、それをちょっと表現していただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

○ 富田分科会長

貴重なご指摘だと存じます。

他にいかがでございましょうか。

○ 樫谷分科会長代理

ちょっとよろしいですか。

○ 富田分科会長

どうぞ、樫谷委員。

○ 樫谷分科会長代理

前に第4ワーキング・グループの件の都市再生機構のお話は補足したんですが、その追加で、よく富田分科会長がおっしゃるように、持続的な制度にしていかなきゃいけないかなということで、民営化すれば、その課題は民が考えるわけですから、問題ないんですが、もし独立行政法人で置いておくとしたら、持続的な制度にしなきゃいけないという。特に賃貸料なんですけれども、今、高齢化が進んでおりまして、相当これから高い家賃をもらえない、あるいは、家賃が入ってこないというようなことになってきて、現在ではトータルは回っていると、こういうふう聞いておるんですが、5年後、10年後、あるいは、その先を考えたときに、おそらく不採算になってくるんじゃない

かなと、こういうふうに思っています。

そのときに、やはりコスト削減というのを、しっかりしないといけない、あるいは、売却すべきものは、売却しなきゃいけないということになっておりますので、中長期的な観点で、持続的にできるセーフティーネットの機能が、果たせる制度にしないといけないと思いますので、そういう中長期的な観点から見直すんだということを、少しどこかに入れてもらえれば、よりいいのかなと、こういうふうに思いますが。

○ 富田分科会長

貴重なご指摘どうもありがとうございます。

どうぞ、梶川委員。

○ 梶川臨時委員

お二人の意見と重複もするのでございますけれども、今言った、基本的に独立行政法人というのは、パブリックなことをしているという。そのパブリックな目的のためのコストというのを、とにかく政策目標コストと言うんでしょうか、これを本当に明確に是非していただけるロードマップをきちっと、もしそれがとらえてないのであれば、立てていただきたいということだと思います。

特に運営費交付金などが入っていない法人というのは、他の会議でも申し上げていたんですけども、受益者双方に補完をされているわけですから、どういう補完の政策コストを、どちらがどういうふうに補完しているとか、担保しているか、これはまず、今、樫谷委員のおっしゃられた持続可能性に対しても、どのぐらいの社会的コストを容認しながら、持続可能かということは、どのお話の中でも具体的な数字というのは、ほとんどないんですよね。パブリックな目的があるから、政策目標があるからと。

じゃあ、それにどのぐらいコストをかけられているんだというのは、都市再生機構とか国立病院機構とか、皆さん、具体的には、それについては全然言及をされないので、非常に理念のお話で、多分こちらも終始しましたし、多分先方も理念的におっしゃっているということなので、そろそろ理念を具体的な数字で、何千億円分政策コストを払っている、何億円分払っているということを、仮定計算でも結構なんですけれども、全体の勧告の方向性の中で、そういうコストの明確化というものを、ぜひ強くお書きいただければと思います。

○ 富田分科会長

他にいかがでしょうか。

ただいま上がりました御三方のご意見というのは、これまで独立行政法人というのは、民間準拠の財務処理等を行ってきた、いろいろなことがこれまでになく、特殊法人の時代とは違って明らかになってきた面もある一方、まだまだ開示すべき内容はあるんだと理解できようかと思しますので、重要なご指摘だと思います。

他にいかがでございましょうか。

どうぞ、高橋委員。

○ 高橋（伸）臨時委員

第5ワーキング・グループの国民生活センターの件でお伺いをしたいと思います。

先ほどのご説明で、政府全体の議論になっているので、そこと軸を一緒にというお考えを示されました。国民生活センターは、ご存じのとおり、消費者基本法の第25条に、その役割規定が書かれている組織で、他の独立行政法人と違うということと、福田総理大臣が所信表明のときに、消費者行政をしっかりとおっしゃり、国民生活センターも視察にいらしたということでございます。

その点で、今回の勧告の方向性で、私は気になる点が3つほどありますので、申し上げさせていただきたいと思えます。既にお調べかもしれませんが、よろしく願います。

1つ目は、P I O-N E Tのことなんですけれども、P I O-N E Tに関しては、システムよりも、その業務の体制というところに問題があるという見直し案になっているんですが、P I O-N E Tは、実際にはハードがものすごく古くて、ソフトも不十分だという、そういう問題があるということと、情報提供が迅速にできないというのは、法律の壁といいますか、直接権限が法令上不明確であって出せないという、そういう問題もあるので、大変気になっております。

2点目の相談業務の重点化のところ、直接相談は廃止し、経由相談に特化するというところがあるんですが、この経由相談というのは、どういうイメージのものなのかを教えてくださいたいです。私も国民生活審議会の委員として、何度か消費者、国民生活センターの問題とか、国、地方、地方の中でも、県と市区町村との重複はないかという

ことを議論してきたんですけれども、やはりセンサー機能としての直接相談がないと、トラブルの現場感覚はつかめないし、適切・迅速に被害防止方針を打ち出せないということが、何度も繰り返されて、存置が決まってきているんです。

今回、もし国民生活センターのほうで、直接相談を廃止するといったときに、地方への影響はどうなるのかということに関して、ヒアリングとかお調べになったかということをお伺いしたいと思います。

私が取材しているところでは、地方行政も現場では国民生活センターの直接相談の重要性を訴えられる方が多いので、地方行政であるとか、実際の相談現場の方の状況を反映した勧告の方向性にしないと、政府全体の方向性と少しずれる可能性があると思っております。

3点目は、商品テストの重点化のところですね。積極的に外部委託を進めるとのことですけれども、外部委託をどういうところにするのかが説明されていないのですが、国民生活センターの商品テストというのは、やはり中立・公正というところが、信頼の基盤だったと思うんです。ですので、いくら検査機器を持っているからと言っても、事業者の団体であるとか、そういう組織に任せることに関しては、相当に消費者団体とか相談員の方々から、不安が示されているところがございます。以上、3点なのですが、何か教えていただけるとありがたいです。

○ 富田分科会長

非常に国民生活センターに絞ったご指摘だったんですが、阿曾沼委員からどうぞ。

○ 阿曾沼臨時委員

私から簡単にお話しした後、清水監視官からお話を。

まず、P I O-N E Tの話ですが、大変旧式なシステムで、今あのシステムで効率的なネットワークは組めないということも認識しております。なおかつ、国民生活センターは、そのシステムを早急に変えなきゃいけないと思っているんですが、そこに投入されるコストというものが、今後、国民生活センターが中核の機能として、本当にそのシステムそのものがなり得るのかどうかということについて、大変まだ疑問な点もあるので、この勧告の方向性の中には、P I O-N E Tを早急にシステムを再構築、もしくは拡充していくということは、重要であろうかとは思いますが、P I O-N E Tのシス

テム設計そのものが、今、現状でこの国民生活センターの組織を、ただ単に効率化するだけということを目的としたシステム設計がされておりますので、国民生活センターが真に中核的な機能を発揮するための抜本的なワークフロー、これはマイルストーンですが、その中できちっとした段階的なシステム設計をした上で、今現在、短期的に解決しなきゃならないことを解決すべきである説明されたと認識しています。

もう1つ、直接相談と経由相談についてです。これは確かに今国民生活センターの人員の中で、本当に全国的な直接相談をきちっと的確に受けて、それを処理して、例えばいろいろな問題のトリアージ（選別）ができるかどうかというのは、なかなか難しいのかなという議論があります。私もそういうふうに思います。そこはせつかく各都道府県等々に、いろいろなネットワークの窓口がございますので、そこにおける人的、情報的なネットワークを緊密にしながら、もう少し情報の収集のあり方を考えていくという方向で、検討をすべきということでもありますので、むしろもっともっと各地域のネットワークをうまく活用すべきなんではないかという意味合いでございます。

商品化テストの問題でありますけれども、公平・中立ということは、確かに重要であります。現場を見ていただくと分かるんですが、本当に今時代に合ったきちっとした商品テストができていないか、どうかと言うと、いわゆる器そのものに不十分さがあるんじゃないか。

今後いろいろな社会の動向、変更によって、本当に的確なテストをやっていく上での、いわゆるシステムの最適化、更新といったようなものが、どれだけ図れるのかということが、非常に見えにくいところもありますので、これは全国にいろいろないわゆるハード、ソフトがあろうかと思っておりますので、そこをきちっと把握をして、どこの組織・施設が、どういうテストができるのかどうかということを管理・監督をすると、もしくは、テストのあり方についてきちっと設計をして、それを管理・監督するという業務の機能の強化をより図っていくべきなんではないかなと、一応ワーキング・グループの中では議論をしております。

○ 富田分科会長

高橋委員、よろしいですか。

○ 高橋（伸）臨時委員

今のお話を伺っていると、確かに機能として、消費者政策・消費者保護を進めるといふことに、異論を示されているということではなく、今の国民生活センターは、それを果たせていないということで、今、ペンディングになっているわけですね。

○ 阿曾沼臨時委員

そうです。機能はもう非常に重要でありますけれども、我々の認識は、全く果たせていないと思っておりますので、それを果たすための組織のあり方というものを、また真剣に考えていただきたいという意味合いでございます。

○ 高橋（伸）臨時委員

政府のほうで、消費者庁であるとか、今、諸々な構想がある中で、そことの整合性を取るということで、ペンディングとなっていると理解してよろしいでしょうか。

○ 阿曾沼臨時委員

はい。

○ 高橋（伸）臨時委員

ありがとうございました。

○ 富田分科会長

今、高橋委員から、中立・公正なことを行っている機関だというお話があったんですけど、これは基本的に独立行政法人は、政策を実施する機関なので、ご指摘の機関だけじゃなしに、どこの機関も中立・公平・公正に事務事業を執行しなきゃならんのは、同一、同じですので、特にここだけとはということじゃないと思います。

○ 高橋（伸）臨時委員

すみません。私の表現ぶりが悪かったのかもしれませんが、消費者相談とかテストをやる機関が、そういうところでないと困るので、国民生活センターのような機能の機関が必要であるということが、今国民の声になっていると申し上げました。

○ 富田分科会長

他にいかがでございましょうか。

それでは、この件、すなわち、「主要な事務事業及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)」につきましては、まだ関連会議の議論の動向を踏まえる必要があるとの報告でありますので、担当ワーキング・グループの主査、樫谷分科会長代理と私、分科会長で、今までのワーキング・グループや分科会における審議の内容を踏まえ、整理をさせていただきまして、案を取りまとめさせていただきます。その際、個別にご意見をお伺いさせていただくこともあるかもしれませんので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

その上で、取りまとめました案につきましては、できるだけ次回の分科会、または、それまでに皆様方にご連絡させていただけるような段取りを、とらせていただこうと考えております。

最後に、年度評価意見の検討方法や今後の予定等につきまして、報告事項がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

○ 白岩評価監視官

それでは、説明させていただきます。大分遅くなりまして、申し訳ございません。

まず、年度評価意見の検討方法、例年ですと、この時期既に前年度の実績評価についての検討がなされているわけですが、ご案内かと思いますが、101の独立行政法人についての見直しを、行政減量・効率化有識者会議で行っているという現状、独立行政法人整理合理化計画というものが、今検討の俎上に上っているという現状、これで、しかも政独委は前倒しで、35の法人の中期の事務事業を見直しているという実情がございすものですから、日程がなかなか上手に組めない状況であります。特に101の法人の結論も踏まえながらの年度評価をしていく必要があるかと考えております。そういうことございまして、今現在、若干スケジュールが遅れていることを、まずご報告いたします。

その上で、どのように作業するかと言うと、効率的な作業の進行が必要でございますので、現在、事務局において、年度評価すべき独立行政法人のそれぞれにつきまして、本年7月に委員会決定した取組方針の項目別に整理をしております。その整理したものを、ワーキング・グループのほうで、もんでいただくという作業になろうかと思っております。

その成果物を改めて分科会にご報告して、若干年を越してしまう可能性が高いと思いますが、最終的に来年の1月末までぐらいを目途に、年度評価の結果としておまとめしたいと思っております。

おおむね年度評価の議論は、取組方針に沿ったチェックが、まずございます。もう1つは、昨年度までに指摘した事項についての取組状況のフォローアップという視点がございます。最後に、今後の中期の事務事業の見直しに向けた、何か論点の整理ができるかということになろうかと思えます。これを時間との兼ね合いの中で整理していく必要はございますので、ワーキング・グループの先生方にまことに恐縮でございますが、また、いろいろご相談させていただきます。当面、こういう進め方でございますということでございます。

次に、2点目でございますが、新たに委員にご就任いただきました高木委員と高橋新委員のワーキング・グループの所属でございますが、もう所属ワーキング・グループのほうではお分かりいただいているかも分かりませんが、改めてご報告させていただきます。

高木新委員には第1ワーキング・グループ、総務、外務、農水担当のところにご所属いただきたいということでございます。次に、高橋新委員でございますが、第4ワーキング・グループでございますが、これは国土交通でございます。もちろんワーキング・グループの所属でございますが、ご案内のとおり、ワーキング・グループに所属していないということではなくて、ワーキング・グループにご案内も差し上げておりますものですから、他のワーキング・グループの方もご出席は可能でございます。あくまでワーキング・グループのメインのメンバーになっていただくということで、こういう所属になりますということでございます。

次、第3点目でございます。独立行政法人会計基準と独立行政法人会計基準注解の改訂が、11月現在でなされましたというご報告でございます。お手元に資料があるかと思いますが、細目は、私よりも、後でこれを取りまとめられた樫谷分科会長代理のほうから、コメントがお願いできればと思いますが、先ほどのご指摘にも関連あるかと思えますけれども、資料1と書いてある資料でございます。これの報道資料という表紙からめくっていただきまして、3枚目のところに、今回の主な改訂項目というのがございます。話題になったことの関係で申しますと、9番のセグメント情報開示の充実ということで、企業会計基準よりも、さらに細かい、それに求められている以上のものを出すよ

うにという、こういう基準が今回新たにまとめられたところでございます。今後はこれをどういうふうに関実に適用していくかの問題になろうと思っております。

11番でございますが、関連公益法人等につきまして、表現はどうか分かりませんが、互助会的な公益法人なども、今後関連公益法人の中に含めて、公表していくということが出ておまして、今までよりも関連公益法人等、その連結の問題が先ほど指摘があったかと思いますが、そういった点についての情報量をさらに多く求められるような改訂がなされております。

他につきましては、基本的に会社法施行に伴う、それに合わせた修正というようなものが大半でございますが、この2つは特に今日の議論とも関係があるものではなかろうかと思っております。

早足で、すみません。次に、独立行政法人評価年報の発行。これは9月の段階でご報告したかと思いますが、まとまりましたので、発行いたしました。資料2のところに、概要の資料、プレスレク用の資料をおつけしましたので、ご参考になさってください。

次回の分科会委員会についての日程でございますが、12月11日火曜日1時半から3時まで、法曹会館高砂の間で開催するように、お時間をいただいておりますので、お願いいたします。

また、12月21日金曜日、10時から11時半まで、この中央合同庁舎2号館第1特別会議室、この部屋でございます。ここでの開催を予定させていただいております。年末でお忙しいところ、恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

また、その恐縮ついでは何でございますが、先ほど来、勧告の方向性について、残念ながら、ペンディングのものを説明せざるを得ませんでした。これは、今の全体の取組があまりにも大きなものであるために、この日程に間に合わなかったということで、事務方としてはまことに申し訳ないんですが、その状況に応じましては、今後の整理合理化計画策定にあわせて、いずれかのタイミングで、政府行革推進本部からこの政独委に意見が求められることがあるはずでございます。そのタイミングがいつになるかということは、残念ながら、現時点で分かりません。

したがいまして、何らかの形での開催のご相談をさせていただくことがあろうと思っております。事務的には、既に日程を教えてくださいというご照会をさせていただいておりますが、こういう状況であることをよくご理解いただいて、ぜひその点、ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願ひしたいと存じます。

私のほうからは以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

今、事務局から報告がありました「独立行政法人会計基準」及び、その注解の改訂につきましても、榎谷分科会長代理をはじめ、当分科会の委員の方々も数名参加され、独立行政法人会計基準研究会の共同ワーキング・チームにおいて、精力的に議論を重ねられた結果、取りまとめられたものとお伺いしております。

共同ワーキング・チームの座長も務められました榎谷分科会長代理、何か一言ございましたら、よろしく願います。

○ 榎谷分科会長代理

今、白岩監視官のほうからご説明いただきましたので、それほどではないんですが、基本的には会社法施行に伴うものと、実務上の観点から要された項目ということと、情報開示の充実なんですけれども、1個、先ほどの主な改訂項目の中の10番の運営交付金の収益化基準の情報開示の充実等と、こう書いてございまして、実はこれちょっと専門的になるんですけれども、要するに、収益の測定、利益の測定をより精密にしようということの中で、今までは費用進行基準ということで、費用が出れば、収益も出るんだ。したがって、必ずゼロなんだというような仕組みだったものを、仕組みではなかったんですが、それが優先されていたもの、これはそうではありませんと。むしろ、原則は以前は成果進行基準というので、今は業務進行基準と呼んでいるんですけれども、それが本来なんですということで、ちゃんとその旨を脚注等に、なぜそのような基準を選んだかということを示すということで、そういうふうな課題を解決しようということで、これも情報開示の充実になるということだと考えております。特にインセンティブとの関係で、運営交付金の収益化基準の厳密化というのは避けられないということから、このような改訂をしたわけでございます。

以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

その他に事務局から説明・報告がございました件につきまして、ご質問などございますでしょうか。

どうぞ、県委員。

○ 縣臨時委員

今日は35のことについて、ご説明いただきありがとうございました。

我方としては、今日、この件については、共通認識を現時点で持っているわけですが、話題が出ていますように、今年度101が対象になっている。その他のものの方向性についても、大変恐縮ですが、何らかの形で、ある時点で全体像を教えていただきたいと思いますと思いますが、可能でしょうか。

○ 富田分科会長

事務局、お願いします。

○ 白岩評価監視官

もちろんそういうことで努力したいと思います。残念ながら、この会合という形になれるか、どうかは、ちょっとお約束できませんが、いずれにしても、できるだけ早いタイミングで、情報を提供させていただきたいと思っております。

○ 縣臨時委員

ありがとうございます。

○ 富田分科会長

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会を終了いたします。

本日はご多忙の中、ご出席を賜りありがとうございました。

— 了 —